

## 随意契約理由書

件名	平田南橋東交差点改良工事
契約の相手方	(有)藤明建設工業
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>工事契約にあたり、11/8に制限付一般競争入札に付したが、11/20の開札の結果、応札者がなかった。 本工事箇所は、平成28年度の市政懇談会で地元自治会から安全対策についての要望があり、また、交通管理者との事故防止現地検討会議の対象箇所となるなど、安全性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、兵庫県警による信号移設について、すでに工事請負業者が決まっていることから、今年度内には工事を完了させる必要がある。 なお、上記請負人は、「東白川台地区段差解消工事」の請負業者として、今回工事と同一路線にある交差点の交通規制を伴う工事の経験があり、十分な施工能力を確認していることから、安全・円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、早期着工に向けて上記請負人と本工事を随意契約することとする。</p>	
k	建設局西部建設事務所 (電話番号 078-742-2424 )